

## 大井町SDGs宣言制度に関するよくある質問 Q&A

### 【1. 制度全般について】

**Q1 この制度がどのようにSDGsに貢献するのですか。**

A1 SDGsの達成のためには、より多くの方が連携、協働・協力して取り組んでいく必要があります。

本制度の登録事業者が、SDGsパートナー証を事業所等に掲示し、SDGsのロゴ等をインターネット上に掲載することで、SDGsがより多くの方の目に触れることとなり、SDGsに対する関心を高めるきっかけになることが期待されます。

**Q2 SDGsパートナーになれば、SDGsの達成に向けた取り組みをしていることの証明になりますか。**

A2 登録要件を満たす企業・団体には、町からSDGsパートナー証を交付しますが、町が登録事業者のSDGsの取り組みを社会的に証明・保証するものではありません。

### 【2. 対象について】

**Q3 SDGsパートナーの登録の対象となる企業や団体の条件を教えてください。**

A3 大井町において事業活動を行い、活動実態を確認でき、原則として大井町内に事業拠点がある企業や団体です。また、申請時点で具体的な取り組みを実施している必要があります。

**Q4 本社が町外にあり、営業所が町内にある場合、申請書にはどちらの住所を記入すればいいですか。**

A4 会社全体でSDGsの取り組みを行っており、会社として登録されるのであれば本社住所を記入してください。営業所として取り組みを行っており、「株式会社〇〇〇大井営業所」として登録させるのであれば営業所の住所を記入してください。

**Q5 町外に複数の事業所等がありますが、申請はそれぞれから行う必要がありますか。それとも一括で申請はできますか。**

A5 代表となる事業所等が、複数の事業所等を一括して申請することができます。ただし、その場合はすべての事業所等において統一的なSDGsの取り組みが確保されている必要があります（登録申請書に記入する「めざしているゴール」、「SDGs宣言」をすべての事業所等が取り組んでいる必要がある）。

**Q 6 個人的にSDGsに取り組んでいますが申請はできないのですか。**

A 6 本制度は、企業・団体の事業活動等を通じて、より幅広く効果的にSDGsの普及促進活動を展開していくことを目的としており、個人の取り組みは大変重要ではありますが、本制度では対象としておりません。

### 【3. 申請について】

**Q 7 登録されるまでにはどのくらいの時間がかかりますか。**

A 7 登録申請書を提出いただいたからの目安は、2週間程度を予定しています。ただし、応募の状況や、記載内容の確認や追加書類の必要があった場合、それ以上の期間となる場合がありますのでご了承ください。

**Q 8 企業・団体のホームページを持っていない場合、登録申請書にはどのように記入すればよいですか。**

A 8 ホームページが無い場合は未記入で構いません。ただし、大井町ホームページでは活動内容を必ず公表します。

**Q 9 「企業・団体の概要PR等」の記入方法を教えてください。**

A 9 企業・団体の理念やビジョン、事業内容等について簡潔に記入してください（概ね250文字以内で記入）。

**Q 10 「大井町と協働・協力可能な項目」について、無償で提供できることが条件ですか。**

A 10 町民の方にSDGsを啓発するためのイベントで、関連製品を展示・配布したり、講師としてご講演いただいたりなど、貴社がSDGsを推進する中で、無理のない範囲でご協力を検討いただければと考えております。

### 【4. SDGsの取り組みについて】

**Q 11 SDGsの取り組み内容について審査はありますか。**

A 11 それぞれの企業・団体が、SDGsのゴール達成につながると考えて取り組みを行っていることについて、町が良し悪しを決めるものではないと考えております。そのため、SDGsの取り組み内容に対する審査はありませんので、貴社ができることから始めていただいても構いません。

**Q 12 SDGsの取り組み内容は、ボランティアなど無償の活動でなければいけませんか。**

A 12 有償の活動でも構いません。また、事業活動を行う上で、再生可能エネルギーを活用する、環境にやさしい製品を販売するなど、営利活動とSDGsを両立できることもあると考えています。

## 【5. SDGsパートナー証について】

**Q13 SDGsパートナー証を複数提供してもらうことはできますか。**

A13 SDGsパートナー証の書面交付は、登録事業者1団体につき1枚となります。

## 【6. その他について】

**Q14 SDGsのロゴ等を名刺や商品チラシに入れたいが、許可等が必要になりますか。**

A14 SDGsのロゴ等は、国際連合（国連）が作成しており、使用に関する許諾申請や問い合わせは、国連本部が一括で対応しています。

「国際連合広報センター」のホームページに掲載されているガイドラインに沿った使用・対応をお願いします。

**Q15 SDGsのピンバッジを購入したいが、大井町役場で販売していますか。または町内で購入できる場所がありますか。**

A15 大井町役場では、SDGsのピンバッジの販売は行っていません。国連広報センター及び国内の国連諸機関の事務所での販売も行っていません。販売は国連本部のオンラインショップで行っています。

**Q16 SDGsのロゴ等の画像はどこからダウンロードできますか。**

A16 SDGsのロゴ等の画像データは、国連広報センターのホームページからダウンロードすることができます。